

制度運用上の留意事項について（部会議事録より抜粋）

1 臨海部特例地域における土地の形質変更に係る事後届出

- ・ 特に、住居等に近接する区域における土地の形質変更について、汚染の拡散防止に十分な注意を払うことが重要。

2 自然由来・埋立柱由来基準不適合土壌の区域間の移動

- ・ 土壌の移動に関する情報を適切に記録・管理し、移動が繰り返された場合にもトレーサビリティが確保されることが重要。
- ・ 大阪府内は、多数のボーリング調査によってかなり詳細に地層の分布状況が把握されており、この情報を土壌汚染の地質的な同一性の判断に活用することが可能。
- ・ 大阪層群が分布する地域や泉北丘陵において土壌から検出される水銀については、自然に由来するものである可能性を十分に考慮する必要。

3 飛び地になって区域指定されている区画間の土壌の移動

- ・ 掘削に伴って土壌の環境条件が変化し、汚染の拡散が生じやすくなる可能性があるため、特に、汚染の程度が大きい区画から小さい区画への土壌の移動について十分な注意が必要。

4 有害物質使用施設の設置者による土地所有者への情報提供

- ・ 努力義務規定であることを踏まえた実効性の確保のための方策が重要。